

SC-IB News '15.06

コミ&事務局通信
18/JUN/2015



<http://www.scout-ib.net/>

◆ 重点目標・標準団を目指すということ

今年の(いや、今年も……)県連の重点目標の第1番目に「1.スカウトの確保と活動の充実を図り、標準団を目指す」とあります。今回はこの「標準団」について解説していきます。

さて、標準団とは何か、というところから話を始めましょう。標準団とは……

【団委員会】

- ①育成会によって団が設立され、団委員会が組織されていること。(規程 3-3)、
- ②その育成会によって、団委員が選任されていること。1個の隊のときは3人以上、2個隊以上は5人以上の団委員を選任していること。(3-8)

【隊】

- ①ビーバースカウト隊、カブスカウト隊、ボーイスカウト隊、ベンチャースカウト隊、ローバースカウト隊の各隊で構成されていること。(3-16)
- ②ビーバースカウト隊は、ビーバースカウト10人から20人程度で構成する。(3-16)
- ③カブスカウト隊は、カブスカウト6人よりなる組、4個をもって編成されている。(3-27)
- ④ボーイスカウト隊は、ボーイスカウト8人からなる班、4個をもって編成されている。(3-46)
- ⑤ベンチャースカウト隊は、ベンチャースカウト3人以上、20人程度で編成されていること。(3-63)
- ⑥ローバースカウト隊は、ローバースカウト

3人以上、最大30人程度で編成されていること。(3-75)

【団・隊指導者】

- ①隊長・副長が団委員会により、有資格者から選任・任命されていること。(複数規程)
- ②隊長は、指導者基礎訓練課程の訓練を修了していること。副長は指導者導入訓練課程を修了していること。(複数規程)
- ③団・隊指導者の任命にあたっては、「指導者養成に関する指針」に示される内容に則していること。
- ④団委員長は、団委員上級訓練課程の訓練を、副団委員長や団委員は、団委員基礎訓練課程の訓練を修了するよう努めていること。(3-14)

【その他】

- ①団委員長は、団の訓育及び教育に関する事項を協議し、推進するため、団内各隊の隊長及び副長による団会議を開催していること。(3-15)
- ……と規定されています。これ以外にも日本連盟教育規程に細かく定められています。

通常「標準団」というと、全ての部門の隊が揃っていることだけの様に思ってしまうですが、組・班数や団委員会や指導者の資質や資格にまで及んでいるのです。

では、どうしてこの「標準団」を目指すなくてはならないのでしょうか。現在、茨城県連盟においては「標準」を満たしている団は残念ながらありません。それでも、ちゃん

と?スカウティングをができていない?ので、「まあ、目指さないよりは目指した方がいいよなあ……」と他人様の様に思っている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、「標準」という言葉をよくよく考えてみると、**「標準」とはそれが当たり前の団の姿だ**ということなのです。もっと突き詰めて言えば**「全てのスカウトには、標準団における標準のスカウティングが提供される」**ということなのです。そう、提供することが団のつとめなのです。それを求めて保護者はこの運動を選び、スカウトは「ちかい」をたて、加盟登録料等を納入しているのですから。「えっ!」……これはエライことです。こんな解釈を聞かされるのは、皆さん初めてでしょう。でも、改めてこう言われると、「そうだよなあ!」と納得もしてしまいます。

基礎訓練や上級訓練を修了された方は、「班制教育(班制度)」や「進歩制度」「野外活動」という言葉の意味や機能をご存知でしょう。最近では「スカウト教育法の7つの要素」と言われていますが、実は、これらを本来あるべききちんとした形で団がスカウトに提供することが、昔から求められており、団はそれを満たすべく、最大限の努力をすることがあたりまえだったのです。それがいつの間にかに崩れてしまいました。

その「団のつとめ(Duty: 責務)」をもう一度県連を挙げて組織的にきちんと取り組んでいこうというのが、冒頭の県連の重点目標の第1番目として「1.スカウトの確保と活動の充実を図り、標準団を目指す」を挙げた主旨なのです。(次回に続く)

◆ 自転車の安全と危機管理！ 事故の加害者になるリスクを考える。

～ 6月1日の道路交通法改正の注意点 ～

指導者の皆さん、皆さんは、隊や班のサイクリングや集会の往復で自転車に乗る際に、どのような指導をしていますか？

もしかしたら「学校でやっているだろう」・・・という理由から、特に対応はしてこなかったのではないのでしょうか。

さて、6月1日から道路交通法が改正になりました。既に学校などからの通知で子どもたちや保護者の皆さんには周知されているでしょう。テレビのニュースでは、ずいぶんと厳しい取り締まりの様子が報道されていましたが、もしかしたら、指導者の皆さんの中には、詳しい内容を知らないままにいる方もいるかもしれません。今後、スカウト活動のいろいろな場面で自転車を利用することがあるでしょうから、改めまして、今回の道路交通法の改正について、確認していきましょう。

今まで、何度か自転車に関する改正が行われてきましたが、それは危険運転の罰則強化が主な変更点でした。それは、真面目な優良ライダーにはあまり関係がなかったため、ピンと来なかった方が多かったと思います。しかし、今回はまったく違います。自転車に乗るすべての方に非常に大きな影響がある変更なのです。

今回の改正の最大のポイントは、自転車の取り締まり強化です。皆さんは、きちんと理解していると思いますが、道交法上自転車は軽車両なので、違反をすると免許がなくても取り締まりの対象となるのです。

今までは、自転車に乗っていて切符を切られたという話はほとんど聞いたことがないと思います。それはなぜかというと、今まで自転車の違反には、自動車のような「反則金」という制度がなく、「罰金」しか適用ができなかったからです。

車を運転する方はご存じだと思いますが、赤切符（罰金）というのは、酒気帯び・危険運転等、かなり悪質な違反に適用されるもので、略式起訴ではありますが裁判所に呼び出されますし、いわゆる「前科」がついてしまいます。

例えば、という通りの信号無視レベルでは、自動車の場合なら青切符（反則金）で数千円程度の反則金で済みましたが、自転車の場合、いきなり5万円以下の罰金です。逆に言えば、今までは、自転車の場合、余程目に余る違反でないと警察としても摘発しにくかったのです。

しかし、交通ルールを知らない無知からくる自転車の傍若無人な運転や、それが引き起こす大きな事故、そして時代の流れからくる自転車の乗り方の変化が大きな社会問題となっていることから、今回の法改正が行われることになったようです。

道交法の中に具体的に盛り込まれた違反行為が摘発されると、自動車とは異なり、1度目の違反から「罰金」になります。ただし、不起訴になって罰金の支払いが免除になったとしても、安全講習受講の条件の違反回数には1回としてカウントされるます。つまり、制度的には、今までの摘発、罰金の支払い等に加えて、安全講習の受講が義務づけられてしまったわけです。

ただし、違反が摘発されたとしても、1回目の違反で即反則金納付ということにはなりません。3年間のうち2回目の摘発をされた場合（悪質自転車運転者というのだそうです）には、公安委員会の命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に警察が実施する「安全講習」を受講しなくてはなりません（ここで手数料の5,700円が徴収されます）。費用はもちろん、講習は1回3時間で最後にテストまでであるというのですから、その負担はかなり大きくなります。

この安全講習を受講しないと、事件扱いとなり、裁判所への呼び出しの上、5万円以下の罰金が科されます。この講習は、14歳未満は受講しなくてもよいとなっていますが、だからといって違反が許されるわけではありません。違反をすると当然ながら、警察官から何らかのお咎めを受けることとなります。また、隊活動でサイクリングを行ったときに、集団で道交法の違反をしてしまった場合には、それを率いる指導者に対しても別に罰則があるようです。

では、自転車の場合、どんな違反が対象となるのでしょうか。これについても、今回の改正にあたって道交法の中に具体的に盛り込まれています。それは、以下の14項目です。

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
3. 歩行者専用道での徐行違反等
4. 通行区分違反
5. 路側帯の歩行者妨害
6. 遮断機が下りた踏み切りへの進入
7. 交差点での優先道路通行車妨害等
8. 交差点での右折車妨害等
9. 環状交差点での安全進行義務違反等
10. 一時停止違反
11. 歩道での歩行者妨害
12. ブレーキのない自転車運転
13. 酒酔い運転
14. 安全運転義務違反

この中には、1・6・12・13のように分かりやすい項目もありますが、ちょっと分かりにくい項目もあるので、日常の通勤・通学・買い物等で自転車に乗るレベルで気をつけるべきポイントをまとめておきます。

- 道路の左側を通行しなくてはならない（右側通行は一発アウトです）
- 他の自転車と並んで通行（並走）はしてはならない。一発アウトです
- 歩道がある道路でも、原則車道を走らなくてはならない。止むを得ず歩道を通行する場合は、徐行しなくてはならない（歩道に関して、13歳未満の児童、幼児又は70歳以上の高齢者の場合、自転車が通行可能な



歩道の標識が無い歩道でも徐行して通行することができます。)

●歩道がない道路では、路側帯（道路の端に引かれた白線）で歩行者の通行を妨害してはならない

●信号は対面する信号機に従わなければならない。ただし、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を通行する自転車も歩行者用信号機に従わなければならない。

●交差点を右折する場合は、できるだけ道路間左側によって交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がらなければならない。信号機のある交差点の場合は、二段階右折をしなくてはならない。

●横断歩道では、自転車横断帯がある場合は、そこを通行しなくてはならない。自転車横断帯がない場合は、横断歩道に歩行者がいけないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合には、自転車の乗ったまま通行できるが、歩行者の通行を妨害するおそれがある場合には、自転車から降りて押して横断しなければならない。

●スピード違反（道路の標識より遅い速度でも、歩行者に危険な状況があれば摘発の対象となります）

●一時停止の標識（止まれ）では、一旦止まって足を地面につけなくてはならない（TVでは、停止線を大幅に行きすぎて止まった場合には、一時停止違反として罰せられていました。）

●一方通行路で「自転車は除く」という条件がついていない場合は、逆走してはならない

●携帯電話やイヤホンで音楽を聞く等のいわゆる「ながら運転」もダメです。

《茨城県では》「携帯電話等を手に持ち主が通話や操作したり、携帯電話や音楽プレイヤー等の画面を見ながら自転車を運転しないこと。イヤホン・ヘッドホンを使用して音楽等を聴くなど、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転しないこと。」となっております。

●夜、無灯火での走行はしてはならない。一発アウト。

●道路等周囲に危険が生じる場所に自転車を放置すること

●雨の時、傘を差して自転車に乗るのもアウト。どうしても乗る場合は、レインコートを着用とのこと。

●モノを持ったりして安定を失うような運転をしてもアウト。

●2人乗りも一発アウト。ただし、小さい子供専用の椅子がついていればOK。前後に椅子をつけて3人乗りまでは道交法上認められているそうです。

●自転車が通行可能な歩道の標識がある歩道を自転車で通行する場合は、車道寄りを1列に徐行して走行する。

●13歳未満の子どもが自転車にのるときは、ヘルメットを着用しなくてはなりません。

いかがでしょうか？ これがダメだなんて知らなかったという方が多いのではないのでしょうか？

14に「安全運転義務違反」という項目があるので、実際には現場で警察官が危険だと判断した場合には、どんなシチュエーションでも摘発されてしまう可能性があるということも追記しておきます（この条項は多分に問題を含んでいますが・・・）。

自転車の違反を厳しく取り締まることにした背景には、自転車の違反による事故が増えていることがあります。車による人身事故は年々減ってきているのですが、それに逆行して自転車の対歩行者の事故は大幅に増えているのです（この10年間で1.5倍くらいになっています。特に、子供と高齢者が加害者となる事故が増えています）。重大な死亡事故につながったケースも多かったため、世論的に厳罰化を求める声が大きくなってきたこともあります。

私が今回のテーマで一番書きたかったことは、違反をして捕まるリスクのことではありません。事故の加害者となるリスクのことを知っておいた方がいいということです。

小学校5年生の子供が自転車で坂道を猛スピードで下って来て、お年寄りにぶつかって重い障害を負わせてしまい、9,500万円の損害賠償を言い渡された事件が記憶にある方もいると思います。それ以外でも、数千万円程度の賠償が課せられたケースは少なくありませんし、ひき逃げ等の悪質なケースでは、数年間の禁固刑が科せられているケースもあります（もちろん、加害者が未成年の場合は、保護者に対して損害賠償請求が行きます）。

自動車の場合は保険制度が浸透しているので、損害賠償が課せられても（保険にきちんと入っていれば）自腹が大きく痛むケースは多くはありません。しかし自転車の場合は、まだ保険に入ることが特別なことのように、損害賠償はすべて自己負担となってしまう場合が多いようです。数千万円の金額は普通家庭では払えないことが多いと思いますが、これは借金と違って自己破産等しても免除にならない場合もあります。それこそ、一生をかけてかなりの金額を支払い続けることになるわけです。

もちろん、被害者となるリスクもあるわけですが、我が子が自転車事故の加害者には絶対にならないと言い切れる方がどのくらいいるのでしょうか？ ちょっとした悪ふざけや不注意により、取り返しのつかないことになってしまう可能性があるのです。

子供が自転車に乗る以上、親としてはそのことのリスクは知っておくべきでしょう。その上で、やはりきちんとした安全指導・教育を親が責任を持ってするべきだと思います（もちろん、自分の身を守ることも含めてですが……）。裁判の判例でも、親が子供にその部分の指導をきちんとしていたかどうか争点になっているケースが多いようです。学校でも折に触れて安全指導等を行っているようですが、リアリティを持った指導ができるのは親しかいません。

結局、最後は、人の命や体の大切さ、大事な人（物）への愛情・優しさが根底になれば、本当の意味では伝わらないと思うからです。言葉で繰り返し伝えると同時に、危険な運転をしていたらその場で叱ったり、改善されない時は自転車に乗せないくらいの厳しさも必要だと思います。（「GS 進学塾・後藤高浩」さんのブログから編集し転載しました。）

私たちは、「スカウトのちかい」をたててスカウトになりました。「スカウトのちかい」は何を表したものののでしょうか。この機会に、隊や班や組でもう1度「スカウトのちかい」の意味をよく考えてみましょう。そうすれば、自分がどう行動するべきなのかが見えてきます。ルールを守るのももちろん安全に、また他の人にやさしい気持ちで自転車に乗るスカウトでいましょうね。（次回は「新ユニフォーム」の特集です）



◆ 団委員長セミナー | 団委員長・団委員

日本におけるスカウト運動を支える基本単位は団になります。このセミナーにおいては、団の教育面及び組織運営面の両面に責任を負う団委員長が抱えていると思われる問題を明確化し、問題解決の一助となるよう、団運営の在り方を再考する機会を提供し、組織拡充を図ります。

行事名 団委員長セミナー
 実施日時 平成27年7月12日(日)
 13時～16時30分 12時30分受付
 会場 茨城県青少年会館・2階中研修室
 対象 団委員長、団委員(各団1名以上)
 内容 パネルディスカッション、団の分析作業、他
 持ち物 過去3年分の団のデータ資料、「団の運営と団委員会」、
 筆記用具、他
 申込み 送付した申込書により県連盟事務局へ。
 メ切り 平成27年7月3日(金) 必着。



●「日日の善行」ノススメ その2

勇気を出してはじめての一步を踏みだそう!

「日日の善行」表彰が今年も年次総会で行列、5人のスカウトが表彰されました。日日の善行は、日本のボーイスカウトのスローガンで、「日々の善行」ではなく「日日の善行」と書きます。

B-Pは善行のことを、「おかえし」と言っていました。この英語(B-Pの造語)「Daily Good Turn」のTurnとは「すべてに関しての、感謝のお返し」なのです。つまり、「ちかい」の中で「徳を養います」と言う言葉がありますが、その「徳」とは、「他人の幸福を思い、宇宙の大エネルギー、大自然、神、仏、国、世界、先祖、父母兄弟、先生、友人、動植物などからの恵みに感謝しての「おかえし」を言います。

「おかえし」は、相手が喜ぶことでなくてはいけません。そうでないと、単なる押しつけになってしまうからです。相手が何を喜ぶのか、それを見つけるには「観察と推理」が大切です。思いやりの心で、相手が今何を求めているのかを見つけ出し、また、それに気づくことが大切なのです。・・・ですが、これはなかなか難しいですね。

さて、スカウトのちかいの7番目に「スカウトは勇敢である」があります。例えば、電車やバスの中でお年寄りや身体の不自由な方に席を譲る場合、なかなか「どうぞ、おかけください」という言葉を出せないことがあります。特にBS世代の思春期の男子スカウトに多いでしょうか。「勇気」を出したいんだけど「はじめての一步」を踏みだすことに躊躇してしまうようです。1度やってみれば次からは意外と簡単にできるのですが……。皆さんの隊の班や組で、機会を設けて「日日の善行」や「はじめての一步を踏み出す勇気」について話し合ってみてはいかがでしょうか。そして実行に移す機会も設けましょう。

日日の善行の種は身近なところにたくさんあります。指導者自らそれを実践してみませんか。心が清々しくなりますよ。

◆ 指導者のつどい | 指導者・RS

テーマ「ボーイスカウトを元気にしようぜ! その1」

「プログラムを楽しくする秘訣!」は、ご存知でしょうがプログラムの「想定」と「ストーリー」にあります。ただ活動を行うよりも、そこに何らかの「想定」を付け加えたら、そのプログラムの楽しさは倍加されます。それは大人にも子どもにも効果がありますが、とりわけ、活動全体にストーリーを組み込むと小学生に、活動に何らかの想定を設けると中学・高校生にかけてはその効果は絶大です。どうしてでしょうか? それは、スカウトたちにとって「明確な目標」が見えるからなのです。今回は、それを体験してみましょう。その効果に皆さんは驚くはずですよ。

もうひとつが、「SAFE from HARM!」です。これがこの4月から、正式に導入されました。今回は、この2本立てです。

開催日時 平成27年7月4日(土)
 10時～16時30分 9時30分受付

会場 土浦市青少年の家
 参加対象 隊指導者、DL、補助者、RS、団委員、保護者等
 参加費 500円
 持ち物・その他 筆記用具、昼食、飲み物、スカウティング誌5月号別冊「Safe from Harm」、制服で参加ください。
 申込み 団・隊でとりまとめて6/26までに県連盟事務局に

目指せ! CS「写真博士」、BS「写真」、VS「写真章」

撮っておきの写真コンクール

テーマは「夏だ! 伝説だ!」

ケータイやスマホで簡単に写真を撮れるようになり、「写真」は、今やスカウトにとってごく身近なものになりました。

カブの「写真博士」の細目には「写真コンテスト(ボーイスカウト写真コンテストなど)に応募する」があります。ボーイのターゲットバッジのC4「写真」にも同様の細目があります。また、技能章「写真章」には「作品を2回以上展示会に出品、または投稿した経験を有すること」があります。

・・・ということで、県連ホームページ「撮って置きの写真館」が主催する「撮っておきの写真コンクール」を開催します。

テーマは「夏だ! 伝説だ!」です。・・・スカウティングのシーンに限るけれど、このテーマの解釈は自由です。

詳しくは、まもなくリニューアルする!? 県連ホームページに掲載します。ジャンボリーや夏季キャンプ、富士なっぺ、それに隊集会は班・組集会等での「これは伝説だ!」の写真待ってま〜す!!

全国 ORIZURU キャラバン！

～ 5月24日につくばイオンモールで実施～

ボーイスカウト日本連盟では、イオンモール株式会社の協力をいただき、全国各地を巡る「全国 ORIZURU キャラバン」を展開しています。これは、第23回世界スカウトジャンボリーのプロモーションとして、広島ピースプログラム「ORIZURU プロジェクト」を全国各地で事前に行うもので、会場一般の方にも折り鶴を作っていただき、平和活動に参加いただくとともに、ボーイスカウトのプログラムを体験することで、ボーイスカウトの素晴らしさを肌で感じていただくことを目的に、全ての都道府県で実施されています。

その全国 ORIZURU キャラバンが、5月24日(日)に「イオンモールつくば」において、9:00～17:00にかけて実施されました。当日は一般の方々やスカウト関係者約1,400の来場者があり、大盛況となりました。

参加された方の多くは、カブ・ビーバー年代もしくはその年齢以下のお子さん連れを伴った家族で、①折り鶴コーナー、②ロープ結びコーナー、③自然クイズ、④国旗クイズの4つを巡るスタンプラリーを楽しんでいました。

運営するスタッフは、4地区・5地区を中心に、県内全ての地区から総計82人にも上り、まだまだ元気な茨城県連の力を示すことができました。中でも、ベンチャー・ローパー部門だけでなくボーイ部門のスカウトも、折り鶴の折り方、ロープの結び方、国旗クイズや自然クイズ、それに受付などほとんどの役割を担っていただき、参加した子ども達は、直接お兄さんお姉さんのスカウトから指導を受けられて大好評でした。それを見ていた県連役員の方々からも「いいねえ！」がたくさん贈られました。

また、ボーイスカウト振興茨城議員連盟からも安藤真理子議員がいらっしゃり参加者と一緒に折り鶴を折っていただきました。

今回のイベントで、改めてスタッフとして参加したスカウトたちの実力をかせてもらいました。そのため、このように彼らが活躍できる場や機会を、これまで以上に積極的に設けていく必要性を痛感しました。早速、ローパー・ベンチャーが主体となっているいろいろなことを企画・計画・実施(もちろん評価も。成人指導者はあくまでも提案するだけかな...)できるようにIVYリーグの体制を整えていきたいと思えます。

1日で集まった「折り鶴」は1000羽以上、同時に行った「ネパール震災募金」には、17,123円の義援金が集まりました。

1ヶ月前からの準備、前日夜遅くまでの準備、当日朝早くからの準備と、会場撤収、そして次の開催地への荷物の申し送り等、担当の県連役員の方々がありがとうございました。

23WSJとジョイン・イン・ジャンボリー

ジョイン・イン・ジャンボリー(JIJ)は、1979年イランで開催予定だった第15回世界ジャンボリーが、イラン革命の影響を受け中止となり、その世界ジャンボリーに参加できなくなったスカウト達のために、各国々でジャンボリープログラムを体験できる様に提供されたことが始まりです。

その後も、世界スカウトジャンボリーに参加できるスカウトの人数が限られているため、参加できないスカウトに対して世界スカウトジャンボリーのプログラムを経験できるように提供されています。

今回も世界ジャンボリーに参加できない、スカウトにとって、いろいろな形でジョイン・イン・ジャンボリーのプログラムが提供されています。詳しくは日本連盟のホームページを見てください(http://www.scout.or.jp/16NJ/_userdata/media/JIJ/JIJ.pdf)

今回のこのORIZURUキャラバンもその1つと捉えることができます。各隊のスカウトに次の様な提案をしてみませんか？ 平和への折り



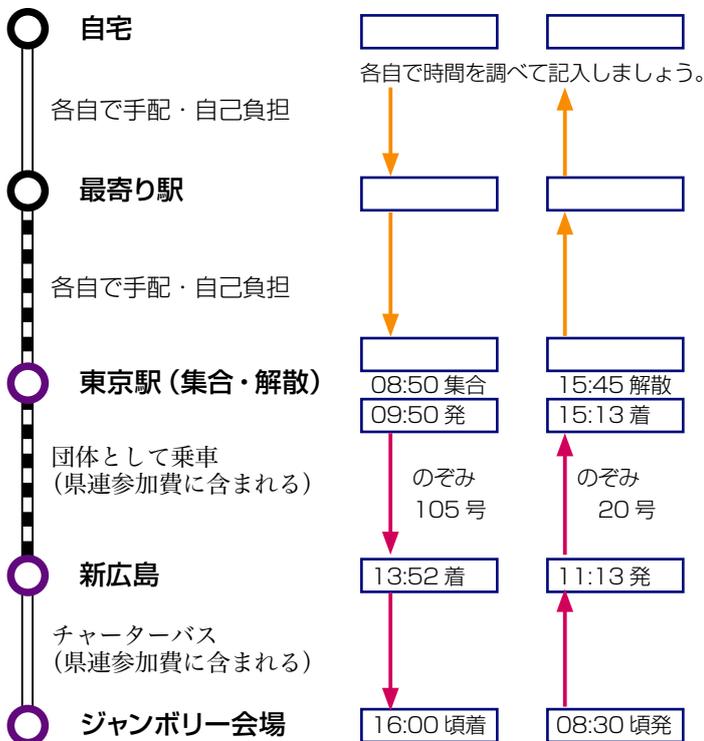
鶴を折る。自分で折る。家族と折る。学校の友達と折る。組で折る。隊で折る。団で折る……。そして、みんなが心を込めて作った千羽鶴を、団から参加するスカウトの託そうじやないか……。と。

まずは、ベンチャー、ボーイのGBに提案してみてください。『自ら進んで「自分ができるコト」に着手していこう！そしてそれを団に広げよう！』と。23WSJに参加するスカウトはもちろん、参加できないスカウトも、何らかの形で自分が先頭に立ってかかわっていくことができるはず。それが、もう一つの「Join in Jamboree!」なんだ。

今回、参加できなかったスカウト・指導者は、次回2019年の24WSJ(アメリカ)に向かって、気持ちを高めていきましょう。場所はジョン・デンバーの「故郷へ帰りたい」の舞台ともなったウエスト・バージニア州。ブルーリッジ山脈、シェナンドー川は見られるだろうか。24WSJは、サミットベクトルファミリー国立スカウト区という、広大なエリアで開催される。今から参加費を積み立てなくっちゃ。

◆ 23WSJ 茨城交通手段決定

この夏の、第23回世界スカウトジャンボリーに参加する、茨城参加隊の輸送スケジュールが決まりましたのでお知らせします。



◆ 17NJ は石川・珠洲に決定

5月12日の日本連盟理事会において、第17回日本ジャンボリーの会場が石川県珠洲市「りふれっしゅ村鉢ヶ崎」に決定しました。この会場は、2003年に行った第9回日本アグーナリーや2006年に行った第14回日本ジャンボリーの会場です。

現在の基本コンセプトは下記の通りです。詳細に関しましては、今後実行委員会を編成し検討していきます。

大会規模： 13,000～15,000人

大会期間： 4泊5日、移動日を含めても1週間以内とし、ローバースカウト参加を考慮した日程とする。

参加対象： ボーイスカウト及びベンチャースカウト

なお、ベンチャースカウトについては、参加隊の他、奉仕隊も編成する。

その他： 運営は、従来のGHQ,SHQ方式とのことです

◆ 「スカウトの日」 申込開始～6/30

「スカウトの日」は9月21日(月・祝)です!

ボーイスカウト日本連盟では、9月の第3月曜日の敬老の日を「スカウトの日」と定め、「地球大好き!! Love the Earth.」を合言葉として開催しています。わたしたちの星、地球。スカウト一人ひとりが、今の地球上に起こっている問題について考えながら、それぞれの地域で、それぞれのやり方で行動することが期待されています。私たちの社会と地球環境の未来に向けてできることから行動を開始しましょう。力をあわせて、「地球まるごとキレイにしましょう!」

また、「スカウトの日」は世界のスカウト運動でも取り組んでいる「クリーンアップ・ザ・ワールド」に登録して活動しています。

参加申込みはスカウトの日特設サイトからお申し込みください。(6月1日～6月末日までです)

***** * * * *****

目的 全国の加盟団・隊のスカウト・指導者が、奉仕活動としてさまざまな社会貢献活動を全国の各地域において一斉に展開し、加盟員一人ひとりが地域社会に貢献することを目的に「スカウトの日」を実施します。

期日 平成27年9月21日(月・祝日)＝敬老の日(9月第3月曜日)

テーマ 地球大好き!! Love the Earth.

～「地球まるごとキレイにしよう!」～

実施方法

①各団は、日本連盟公式ホームページから参加申込み(資材申込み)を行います。

②日本連盟は、申込みがあった団に対し8月上旬を目処に活動資材一式を送付します。

③各団は、事業実施後、ホームページ上において活動の報告を行います。また、県連盟にも書式により報告します。

※活動資材は、前年度の報告書のご意見を参考にして作製しており、毎年同じものとは限りません。また、活動資材の作製・配布は、セブン-イレブン記念財団の協賛金により行っております。

※活動資材が不要の場合、参加申込みの必要はありません。

報告書 日本連盟は各団の報告をとりまとめ、平成27年度「スカウトの日」報告書を作成します。

◆ 23WSJ 切手 発売決定!!

日本郵便(株)より23WSJを記念して特殊切手を発行していただけることになりました。

特殊切手としては昭和24年に行った全日本ボーイスカウト大会(ジャンボリーの前身)より7回目の発行(琉球含む)になります。デザインは切手デザイナーとして有名な玉木明さんです。

発売日は23WSJの会期第1日目の7月28日、全国の郵便局の他、23WSJの会場でも購入することができます。ぜひ購入してください。

名称 第23回世界スカウトジャンボリー

発行日 平成27年7月28日(火)

種類 82円郵便切手

売価 1シート820円

切手デザイナー 玉木明

発行枚数 600万枚(60万シート)

販売場所 全国の郵便局等





for VS,RS,Youth Leader



■ ベンチャー部門・新企画！！

になるぞーっ

スカウトフィールド

“ベンチャー隊富士野営” を高萩 SF で実施！！

今年の県ベンチャー・プログラムの目玉は、ベンチャー隊富士野営、通称『富士なっぺ!』だ。

この野営は、8月の中旬に1週間の長期に亘って、高萩スカウトフィールドを舞台に繰り広げられる、全く新しいプログラムである。

名称は「富士（スカウトになるぞーっ）野営」となっているが、富士スカウトを輩出するために富士の進歩課題に取り組むプログラムではない。そんなプログラムは組まれていない。もっとでっかいプログラムに取り組むのだ。

プログラムを作るのは参加するベンチャースカウトだ。それを、ローバーや指導者の支援を得て実現していく。単にそれだけだったら、どこにでもあるベンチャープログラムだが、この野営は、君達が将来に亘って「あのときは!」と語れる内容の一生の記念となるものを目指していく。同時に高萩スカウトフィールドに君達の「足跡」を残すために、通常の活動では達成できない、より高度なチャレンジもしていこうと企んでいる。ワクワク・ドキドキだ!!

この「富士なっぺ!」に参加したら、その結果として「富士スカウトになっちゃった」なのである。

■ ベンチャー隊富士野営のアウトライン

- ・期 日 2015年8月16日(日)～23日(日)
 - ・場 所 「大和の森」高萩スカウトフィールド
 - ・参加費 15,000円(予定)
 - ・募 集 7月に募集開始
 - ・対象者 茨城県に所属するベンチャースカウトで、所属隊長の許可があるスカウト
奉仕のローバースカウトも募集
 - ・活動例 パイオニアリング、構築物作成、フィールド探検、営火、ベンチャーラリー、技能章取得、カヌー、釣り、信仰、冒険旅行など
 - ・その他
 - ・全て野営で自炊。(男女別)
 - ・全期間参加が「原則」です。
 - ・野営装備は持参です。
 - ・集合地点、解散地点は指定します。
 - ・主 催 日本ボーイスカウト茨城県連盟
コミッショングループ
プログラム委員会 等
- 詳しくは、近日中にお知らせします。

IVY リーグってなに?▶ IBARAKI VENTURE & YOUTH SCOUT LEAGUE

君達のお父さん世代のもう少し上の世代の人だったら解るだろうけれど、「アイビー」という1960年代に流行したファッションがあります。後にトラディショナルなファッション分野として定着したスタイルのことで、じつは、ボーイスカウトの制服や礼服は、その流れが盛り込まれています。

このファッションが、アイビーリーグ〈東海岸の伝統的な有名私立大8校〉の学生に好まれたスタイルでもあったところから「アイビー (IVY)」と呼ばれたのです。

さて、茨城でベンチャーやローバー・若手指導者が中心となって活動できる「場」を作ろうという動きがあって、何かいい名称がないかな、と探したときにこのIVYリーグが目にとまりました。しかも、このIVYの3文字に「Ibaraki Venture & Youth」が、まさにこのためにあったんじゃないか!! というようにみごとピッタリとはまってしまったのです。ということで、茨城にIVYリーグが誕生したのです。IVYリーグ最初の活動は、2009年に行われた第1回ベンチャーラリー(右)でした。

今年から、改めて「IVYリーグ」の活動を活発に行っていきます。将来はリーグの構成は、地区を単位となれるといいね。



VENTURE RALLY 2009